

一般社団法人 関西サッカー協会
関西専門学校サッカー連盟規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、一般社団法人関西サッカー協会（以下「この法人」という。）の定款第37条の規定に基づき設置し、関西専門学校サッカー連盟と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本連盟は、この法人の目的に添って関西地域の専門学校の統率とサッカー競技を通じて豊かな人間像の創造を図り、サッカー競技の普及及び振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関西地域の組織及び各種競技会への参加に関する事。
- (2) 関西地域のサッカー競技の開催に関する事。
- (3) 関西地域のサッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカー指導者及び審判育成に関する事。
- (4) 関西地域の選手、チーム、指導者及び審判等の登録に関する事。
- (5) 関西地域の社旗貢献及び国際貢献に関する事。
- (6) その他、関西地域サッカーの向上に資する事項

第3章 役員及び組織

(組織)

第4条 本連盟は、この法人に登録したチーム及び目的に賛同する関西地域の専門学校によって組織し、(公財)日本サッカー協会並びにこの法人の統括をうける。

(役員)

第5条 連盟には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 5名

(役員を選出)

第6条 理事長は、理事の中から互選する。

- 2 副理事長は、理事長の指名により決定する。
- 3 顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 理事長は本連盟を代表し、本連盟の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、各担当の運営を統括し、担当の業務遂行に従事する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、同一職務についての再任は3回までとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項により選任し、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(開催)

第9条 理事会の日時及び場所は、理事長が定める。

(定足数)

第10条 理事会は、理事の過半数の出席により開催する。

(決議)

第11条 理事会の議事は、出席者した理事の過半数をもって決議する。ただし、可否同数のときは、理事長が決定する。

(委員)

第12条 理事は、会議においては積極的に発言をなし、公正な審議を尽くす。

(議事録)

第13条 理事会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成し、理事長に提出する。

第5章 会計処理

(会計処理)

第14条 理事会の会計処理は、この法人の会計処理規程等を準用する。

第6章 規程の改正

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。